

- 氏神として祀るよう命ぜられ、社家となる。
 永和三年(1377) 神社から遠いため、浦田村から頓行村へ移住する。
 8 太田右近源林家
 浦田にて出生。永和三年(1377) 父忠林を継いで神職となり、地頭家から子々孫々に至るまで社家を勤めるべしと命ぜられ、神社の開地も許される。屏風島の八幡宮を初めて奉仕する。庄屋助三郎他から神田三枚二〇反を奉納される。生年七十四才。
 9 太田宗像
 明徳二年(1391) 吉備津から隼島へ転居。幼名孫太夫。応永二十八年(1421) 吉備津宮大宮司、宮崎村御崎宮社人となる。応永三十二年(1425) 吉備津宮正遷座祭奉仕。
 10 太田宗近 幼名市左衛門。御崎宮社人。
 11 太田宗信 幼名市太夫。御崎宮社人。
 12 太田宗忠 幼名孫太輔。御崎宮社人。
 13 太田宗春
 幼名市太夫。御崎宮社人。大永三年(1523) 神社にて一万度祓修行敢行。
 14 太田左衛門源忠重 塩地邑にて出生。
 17 太田兵衛源忠政
 塩地邑にて出生。社家四人が加わる。生年八十五才。
 19 太田藤左衛門尉忠安
 塩地邑にて出生。天文四年(1535) 本殿屋根葺き替えを行う。生年七十三才。
 21 太田内記源正忠
 塩地邑にて出生。元龜元年(1570) 神田を取り上げられ、社人断絶となり、一人で奉仕する事となる。
 23 太田宗時
 幼名市左衛門。御崎宮に三十年奉仕して毛利の家来となる。天正三年(1575) 六月四日児島常山城主三村上野介高德没落のとき、常山の麓で討ち死にする。
 24 太田宗栄
 幼名一覺。神社付けの社人の家が十六軒あったが、浮田家領となった為に社領が取り上げられ社人五軒となる。天正十五年(1587) 四月三日正六位下丹後守を拜命。文禄二年(1593) 両社改築。
 26 太田左門源正雅
 塩地邑にて出生。文禄二年(1593) 御崎宮を改築。慶長八年(1603) 八幡宮改築。
 29 太田恵親
 幼名市丸。元和八年(1622) 五月十日吉田官から神職免許を拝受し、衣冠を着けることを許され、出羽正に任官される。和歌を好む。
 31 太田藤左右衛尉源忠政
 頓行邑にて出生。慶長十八年(1613) 毘沙門堂建立。慶長十九年(1614) 両社屋根葺き替えを行う。
 34 太田直之 寛文七年(1667) 十月二十日生誕。
 35 太田左衛門源忠重
 頓行邑にて出生。延宝三年(1675) 門客御彩色風折烏帽子、狩衣を許される。
 36 太田伯恵
 幼名孫太夫。年少のため、庭瀬戸川肥後守達安の老臣角南平兵衛の親族に引き取られる。元禄十年六月一日西太田家社人太田左衛門と中太田家右衛門が神社で論争となり、右衛門が庄屋徳兵衛方に隠れ、退役を申し付けられる。この月に伯恵が帰宅し社人となる。
 38 太田宗林
 幼名龍治。宝永六年(1709) 十月十九日御崎宮大宮司、和泉守に任ぜられる。
 39 太田山城守源宗忠
 頓行邑にて出生。紗狩衣、笏並びに四ッ紐木綿手纏ゆうだすきを許される。
 40 太田能登守源忠愛
 延享元年(1744) 能登守正六位下に叙せられる。
 41 太田直経 延享元年(1744) 三月二十三日生誕。
 42 太田林隆
 幼名丹治 享保十八年(1733) 十月伊勢守に任ぜられる。享保十九年(1734) 五月六日大宮司号を受け、衣冠着用を許される。寛保三年(1743) 六月二十八日正六位下丹後守に任官。
 43 太田直恵
 宝暦二年(1752) 七月二十六日生誕。
 44 太田宗賢
 幼名典膳 明和二年(1765) 六月五日夜冠の着用を許される。
 45 太田信敬
 寛政六年(1794) 神職免許を拝受。文化九年(1812) 四月十日従五位下近江守に任官。大宮司号を受ける。
 46 太田弾正源忠香 頓行邑にて出生。
 47 太田主殿源義忠
 頓行邑にて出生。父の後を継ぎ社人となる。生年三十八才。
 48 太田出雲守源庸行
 頓行邑にて出生。従五位下に叙せられ、大宮司大神主役に任ぜられる。神社改築のため、播州橋州に出勤を命ぜられ、国掛近辺目代社七才。
 49 方総頭役に任ぜられる。生年七十七才。
 50 太田大和守源忠尚
 頓行邑にて出生。大宮司従五位下に任ぜられる。生年五十九才。
 51 太田宗喬
 寛政七年(1795) 四月十日出生。弘化元年(1844) 四月十一日丹後守大宮司正六位下任官となり、その後和泉守に再任官される。幼少から和歌を好み藤井高尚(国学者・備中吉備津宮祠官)の門人となる。国学者として地方神職及び帯江戸川、早島戸川両家中の師となる。晩年、藤井高雅(国学者・吉備津宮祠官)と共に国事に余生を終える。
 52 太田宗行
 幼名貢。嘉永四年(1851) 四月一日吉田家から神職免許を拝受し、祠官に任ぜられる。安政五年三月二十六日大宮司号を受ける。
 53 太田隆宗
 幼名哲之助。元治元年(1864) 祠官に任ぜられ、出羽と改名する。祠官を退任し、京都鷹司家に仕官する。明治四年帰郷し、漢学師となる。
 54 太田能登守源忠善
 頓行邑にて出生。大宮司従五位下。生年四十七才。
 55 太田宜春
 鶴崎神社に奉仕する神職家は三軒。京都御本所(吉田家)から神職免許及び大宮司号を拝受。倉敷倉敷が置かれると大宮司号が廃止され、しんかん神官となった。明治五年十一月社名変更が行われ、郷社鶴崎神社祠官に任ぜられた。
 56 太田宗時
 幼名菅太郎。十六才で御崎宮祠官見習いに任ぜられ、明治七年退職。
 58 太田直貫
 嘉永四年(1851) 五月二十五日生誕。
 60 太田直康 文久二年(1862) 十一月九日生誕。
 61 太田忠二
 大正十年三月二十一日鶴崎神社社司に就任したが、昭和二十年宗が、昭和人令の公布と教法人令の公布と共に社司の名称は廃止され、昭和二十一年二月三日神社本庁設立により、宮司に任命されたが、教員と宮司を兼職していた為に、教職員教職員追放令の施行で一時的に宮司を退任し、河本河本貞郁氏に兼務宮司を依頼した。教職員追放令が解除され、再び宮司に復職した。



大正十年三月二十一日鶴崎神社社司に就任したが、昭和二十年宗が、昭和人令の公布と教法人令の公布と共に社司の名称は

廃止され、昭和二十一年二月三日神社本庁設立により、宮司に任命されたが、教員と宮司を兼職していた為に、教職員教職員追放令の施行で一時的に宮司を退任し、河本河本貞郁氏に兼務宮司を依頼した。教職員追放令が解除され、再び宮司に復職した。